

届 出 要 領

- ・届出は、工場・事業場ごとにおこなってください。
- ・届出は、正副2部提出してください。

届出事由		騒音規制法	振動規制法	兵庫県条例	届出期限
1	指定地域内において新たに特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届出書 (様式第1)	特定施設設置届出書 (様式第1)	特定施設等設置届 (様式第8)	工事開始日の30日前
2	一つの地域が指定地域となった際、その地域において特定施設を設置している場合 一つの施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している場合	特定施設使用届出書 (様式第2)	特定施設使用届出書 (様式第2)		指定地域になった日または特定施設になった日から30日以内
3	上記1または2の届出をおこなった特定施設の種類ごとの数を変更する場合	特定施設の種類ごとの数変更届出書 ※注1 (様式第3)		特定施設等設置届 ※注4 (様式第8)	変更工事開始日の30日前
4	上記1または2の届出をおこなった特定施設の種類及び能力ごとの数、または特定施設の使用の方法を変更しようとする場合		特定施設の種類及び能力ごとの数 特定施設の使用の方法 変更届出書 ※注2 (様式第3)	特定施設等変更届 ※注3 (様式第9)	
5	上記1または2の届出をおこなった特定施設の騒音または振動の防止の方法を変更しようとする場合	騒音の防止の方法変更届出書 ※注3 (様式第4)	振動の防止の方法変更届出書 ※注3 (様式第4)		
6	氏名、住所、工場または事業場の名称、所在地などに変更があった場合	氏名等変更届出書 (様式第6)	氏名等変更届出書 (様式第6)	氏名等変更届出書 (様式第5)	変更があった日から30日以内
7	特定工場等に設置する特定施設すべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)	使用等廃止届 (様式第6)	使用を廃止した日から30日以内
8	特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受けまたは借り受け、相続、合併又は分割により継承した場合	承継届出書 (様式第8)	承継届出書 (様式第8)	承継届出書 (様式第7)	承継があった日から30日以内

注1 特定施設の種類ごとの数を減少する場合、またはその施設に係る直近の届出により届出た数の2倍以内の数に増加する場合は、届出の必要はありません。

注3 防止の方法の変更により騒音または振動が増加しない場合は、届出の必要はありません。

注2 特定施設の種類および能力ごとの数を増加しない場合、又は使用時間の開始時刻の繰上または終了時刻の繰下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。

注4 届出た能力以内かつ届出た数の2倍以内の数に増加する場合は、届出の必要はありません。